

生活習慣病検診管理指導協議会条例(平成17年宮城県条例第63号)

(設置等)

第1条 知事の諮問に応じ、生活習慣病検診の実施方法及び精度管理に関する重要事項を審議するため、宮城県生活習慣病検診管理指導協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験を有する者

二 医療従事者

三 市町村長

四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を審議する。

一 循環器疾患等部会 循環器疾患等基本健康診査に関すること。

二 胃がん部会 胃がん検診に関すること。

三 子宮がん部会 子宮がん検診に関すること。

四 肺がん部会 肺がん検診に関すること。

五 乳がん部会 乳がん検診に関すること。

六 大腸がん部会 大腸がん検診に関すること。

七 生活習慣病登録・評価部会 生活習慣病のり患状況等の登録及び評価に関すること。

2 協議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、六人以内とし、会長が指名する。

5 第2条第3項及び第4項の規定は部会委員について、前二条の規定は部会について準用する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。